会津若松警察署　（自転車指導啓発重点地区・路線図）

○選定理由
　通学や買い物等による自転車の通行量があり、事故の発生が心配される路線及び地区です。

○普通自転車の通行方法について
　自転車安全利用五則を守って走行しましょう。「普通自転車専用通行帯」が設置されている場合は、左側の通行帯を走行しましょう。

○ヘルメットを被りましょう。
　令和5年4月1日から、自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務化されました。
　万が一の交通事故に備えて、ヘルメットを正しく着用しましょう！

令和6年中に会津若松警察署管内で自転車乗車中に死傷した人の状況等

	死傷者数	うちヘルメット		事故時のヘルメット着用率	
		着　用	非着用	令和６年	令和５年
小 学 生	1　人	0　人	1　人	0%	50%
中 学 生	2　人	1　人	1　人	50%	0%
高 校 生	11　人	0　人	11　人	0%	0%
一　　般	11　人	2　人	9　人	18%	0%
高 齢 者	5　人	1　人	4　人	20%	0%
合　　計	30　人	4　人	26　人	13%	4%

～自転車安全利用五則～

1　車道が原則、左側を通行
　歩道は例外、歩行者を優先
2　交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3　夜間はライトを点灯
4　飲酒運転は禁止
5　ヘルメットを着用